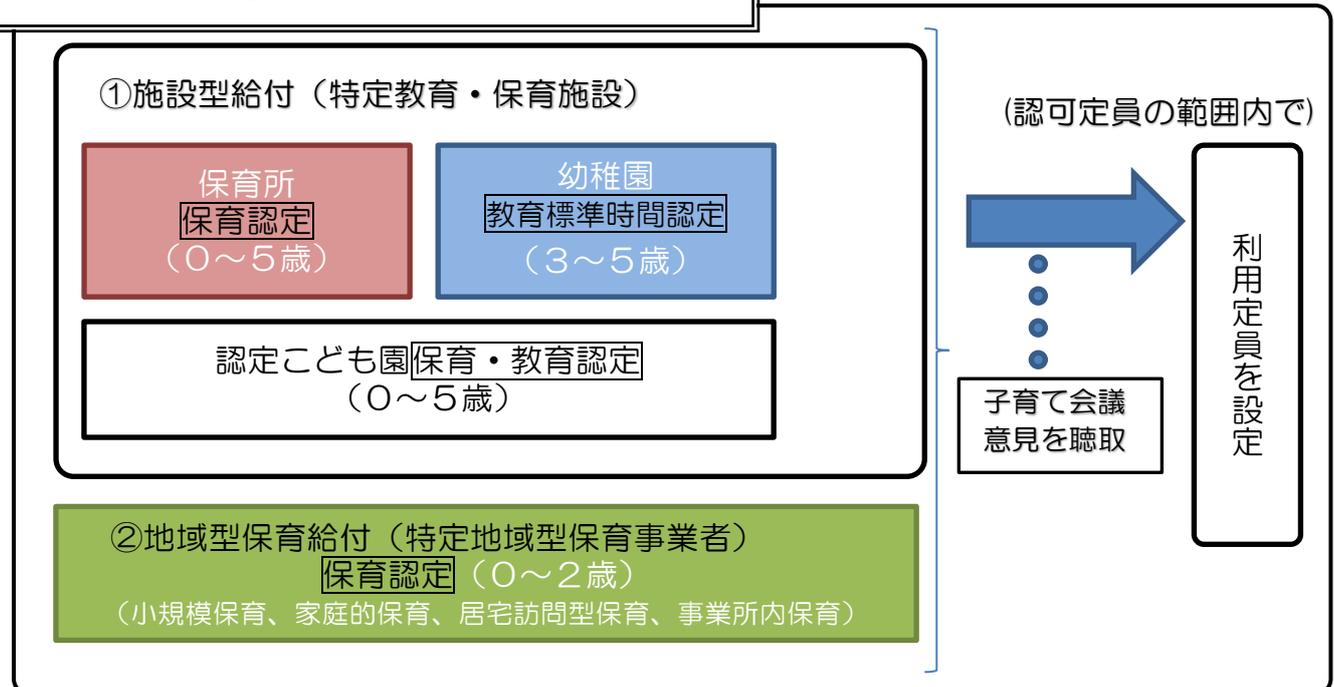


地域型保育事業の利用定員と認可について

1. 新制度における給付施設の確認（利用定員設定）について

新制度においては、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付施設（保育所、幼稚園、認定こども園）や地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認し、運営費等の施設への給付（国・県・市からの財政支援）の対象とします。なお、利用定員設定に際して、子育て会議の意見を聴取するものとなっています。

子ども・子育て支援法による給付施設の確認イメージ



※その他、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない、私学助成対象の幼稚園があります。

(参考) 認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 (認定区分(1～3号認定)ごとに定めます。)

2. 給付施設の確認（利用定員設定）における経過措置について【みなし確認】

既存の給付対象施設（保育所、幼稚園等）については、子ども・子育て支援法の経過措置により、給付対象の確認（利用定員の設定）が既になされたものとみなされます。

そのため、今回、新たに給付対象の確認が必要となる小規模保育施設、家庭的保育施設について、利用定員設定を行います。（既存の家庭的保育施設については、事業主体が市（家庭的保育者へ委託）から、各事業者に変更となるため、みなし確認の対象とはなりません。）

3. 就学前の教育・保育施設の認可について

従来の制度では、保育所、幼稚園等の設置について、各根拠法令に基づき、県知事による認可等の手続きがありました。新制度においては、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）について、新たに認可制度が設けられ、市が定める設備及び運営の基準に基づき、認可するものとなりました。なお、地域型保育事業の認可に際して、子ども・子育て会議等、児童福祉に係る当事者の意見を聴取するものとなっています。

（参考）新制度における設置認可について

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園	地域型保育事業
認可主体	県	県	県	市
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
施設の性格	児童福祉施設	学校	学校/児童福祉施設	児童福祉施設

※認定こども園法＝「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

※保育所型認定こども園は保育所認可、幼稚園型認定こども園は幼稚園認可となります。

4. 利用定員設定・認可対象施設（地域型保育事業）

①小規模保育事業

		A型	B型	C型
概要	対象年齢	0～2歳児		
	定員規模	6人以上19人以下		6人以上10人以下
	資格	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
今年度募集施設		6箇所	募集せず	募集せず
今回認可対象		6箇所	なし	なし

②家庭的保育事業

概要	対象年齢	0～2歳児
	定員規模	1人以上5人以下
	資格	家庭的保育者
既存施設		6箇所
新規開設施設		なし
今回認可対象		6箇所

5. 地域型保育事業の設備及び運営の基準について

「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の概要について、以下のとおり示します。(今回審議対象である小規模保育事業(A型)、家庭的保育事業の部分)

(1) 小規模保育事業(A型)の設備及び運営基準[概要]

項目	概要
面積	○ 乳児室又はほふく室【0・1歳児1人につき3.3㎡以上】 ○ 保育室又は遊戯室【2歳以上児1人につき1.98㎡以上】 ○ 屋外遊戯場【2歳以上児1人につき3.3㎡以上】代替地可能
食事の提供	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託が可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可
職員配置	○ 保育所国基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)の他に+1人
保育時間	○ 11時間
資格割合	○ すべて保育士 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。
連携保育所	① 保育内容の支援、② 代替保育の提供、③ 保育の受け皿 ※①、②については経過措置なし、③については経過措置あり

(2) 家庭的保育事業の設備及び運営基準[概要]

項目	概要
面積	○ 9.9㎡以上、0～2歳児1人につき3.3㎡以上 ○ 屋外遊技場 2歳以上児1人につき3.3㎡以上(代替地利用可)
食事の提供	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない場合、平成31年度末までの経過措置あり。
職員配置	○ 0～2歳児5人以内につき1人(0歳児を含む場合は3人以内につき1人) ※ 2人以上保育する場合は家庭的保育補助者を必置
従事者	○ 家庭的保育者、家庭的保育補助者等 (保育する子どもが3人以下の場合は補助者が調理員を兼ねることが可能)
保育時間	○ 8時間
連携保育所	①保育内容の支援、②代替保育の提供、③保育の受け皿 ※①、②、③について経過措置あり

(別紙1)小規模保育事業利用定員・事業計画概要一覧

	①	②	③	④	⑤	⑥	
施設名称	くじら小規模保育園	豆の木保育園	HOPPA草津大路園	HOPPA草津野村園	HOPPA草津若竹園	HOPPA南草津駅前園	
開設年月	H27.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H27.4.1	
所在地	草津一丁目13番2	大路一丁目7-1 TOWER111	大路一丁目15-41	野村六丁目11-4	若竹町220-1	南草津二丁目2-4	
事業者名	社会福祉法人くじら	有限会社オフィス豆の木	株式会社京進	株式会社京進	株式会社HOPPA	株式会社HOPPA	
職員(保育者)の資格	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	
定員	19人	16人	19人	19人	19人	16人	
利用定員 (3号認定)		19	16	19	19	16	
	0歳児	6	4	6	6	5	
	1・2歳児	13	12	13	13	11	
開所曜日	月～土	月～土	月～土	月～土	月～土	月～土	
開所時間	開始	平日、土曜ともに7時00分	平日、土曜ともに7時15分	平日、土曜ともに7時30分	平日、土曜ともに7時30分	平日、土曜ともに7時30分	
	終了	平日、土曜ともに18時00分	平日、土曜ともに18時15分	平日、土曜ともに18時30分	平日、土曜ともに18時30分	平日、土曜ともに18時30分	
延長保育実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り	
延長保育時間	開始	平日、土曜ともに18時00分	平日のみ18時15分	平日のみ18時30分	平日のみ18時30分	平日のみ18時30分	
	終了	平日、土曜ともに19時00分	平日のみ19時00分	平日のみ19時30分	平日のみ19時30分	平日のみ19時30分	
保育室面積							
	0～2歳児保育室						
	利用定員一人あたり面積(m ²)						
	0・1歳児保育室	41	38.01	40	40	41	33
	利用定員一人あたり面積(m ²)	3.4	3.8	3.3	3.3	3.4	3.3
	2歳児保育室	17.93	19.26	16	26	23	13
利用定員一人あたり面積(m ²)	2.6	3.2	2.3	3.7	3.3	2.2	
食事の提供	有り	有り	有り	有り	有り	有り	
屋外遊戯場	代替地	代替地	代替地	代替地	代替地	代替地	
連携施設	有り	有り	有り	有り	有り	有り	
その他特記事項	一時預かり実施						

(別紙2)家庭的保育事業利用定員・事業計画概要一覧

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
施設名称		家庭的保育の家「メリー」	家庭的保育の家「もものみ」	家庭的保育の家「ここみ」	家庭的保育の家「つぼみ」	家庭的保育の家「みるく」	家庭的保育の家「にっこり」
開設日 (従来制度開設年度)		H27.4.1(H22) 矢橋町124-12	H27.4.1(H22) 馬場町207-122	H27.4.1(H23) 笠山四丁目6-17	H27.4.1(H23) 平井二丁目6-24 ハイツウイングA-103	H27.4.1(H24) 西矢倉三丁目8-39	H27.4.1(H24) 下笠町1201
所在地							
事業者名		辻本 隆代	西村 理恵子	山田 晴江	安田 瑞江	中嶋 とし子	小寺 博子
家庭的保育者の資格		保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士
家庭的保育補助者の設置		有り	有り	有り	有り	有り	有り
定員		4人	4人	4人	5人	3人	3人
利用定員 (3号認定)	0歳児受入 *0歳児受入時は定員3人まで	有 4 無 3	有 4 無 3	有 4 無 3	有 5 無 3	有 3 無 3	有 3 無 3
	0歳児	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1
	1・2歳児	4 2	4 2	4 2	5 2	3 2	3 2
開所曜日		月～金	月～金	月～金	月～金	月～金	月～金
開所時間	開始	8時30分	8時30分	8時30分	8時30分	8時30分	8時30分
	終了	16時30分	16時30分	16時30分	16時30分	16時30分	16時30分
延長保育実施の有無		有り	有り	なし	有り	有り	有り
延長保育時間	開始	8時00分	8時00分	—	8時00分	8時00分	8時00分
	終了	18時00分	18時00分	—	17時00分	18時00分	18時00分
保育室面積							
0～2歳児保育室	面積	28	36	17.9	20	19.4	47.3
	利用定員一人あたり面積(m ²)	7.0	9.0	4.5	4.0	6.5	15.8
0・1歳児保育室	面積						
	利用定員一人あたり面積(m ²)						
2歳児保育室	面積						
	利用定員一人あたり面積(m ²)						
食事の提供		なし(弁当持参)	なし(弁当持参)	なし(弁当持参)	なし(弁当持参)	なし(弁当持参)	なし(弁当持参)
屋外遊戯場		敷地内、代替地	敷地内、代替地	敷地内、代替地	敷地内、代替地	敷地内、代替地	敷地内、代替地
連携施設		有り	有り	有り	有り	有り	有り
その他特記事項							

(別紙3)利用定員集計

平成27年4月1日見込

地域型保育事業

	施設数	認可定員計	利用定員計 (A)	1号認定	2号認定	3号認定	昨年度からの増減数 (A-B)
				教育標準時間	保育	保育	
家庭的保育	6	23	23	0	0	23	5
小規模保育施設	6	108	108	0	0	108	108
計	12	131	131	0	0	131	113

参考 H26.4

施設数	定員計 (B)
6	18
0	0
6	18

【参考】施設型給付施設

	施設数	認可定員計	利用定員計	1号認定	2号認定	3号認定	昨年度からの増減数 (A-B)
				教育標準時間	保育	保育	
保育所	19	2,730	2,730	0	1,638	1,092	125
公立	6	600	600	0	376	224	0
私立	13	2,130	2,130	0	1,262	868	125
幼稚園	10	1,040	1,040	1,040	0	0	0
公立	10	1,040	1,040	1,040	0	0	0
計	29	3,770	3,770	1,040	1,638	1,092	125

参考 H26.4

施設数	定員計
19	2,605
6	600
13	2,005
10	1,040
10	1,040
29	3,645

※市内の私立幼稚園については、私学助成の対象施設となります。

施設整備により、平成26年4月と比較し、施設型給付施設、地域型保育事業併せて、238人(①+②)の定員増(内訳)
 ・保育所125人(H26.7/20人+H27.4/105人)
 ・地域型113人(小規模108人+家庭的保育5人)